

（参考例）（在宅支援）

第10条 事業所は、在宅でのサービス利用を希望する者であって、かつ在宅でのサービスによる支援効果が認められると市町村が認めた利用者（以下、「在宅利用者」という。）に対し、在宅で行う以下の作業活動又は訓練等の内容の確保を行い、就労の機会を提供する。

① ○○○○○○（具体的な作業内容）

② ●●●●●●（具体的な作業内容）

2 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援を行い、日報を作成する。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応を行う。

3 緊急時の対応ができるよう体制を整える。

4 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保する。

5 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間に付き1回は行う。

6 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行う。

7 前5項については、通所により行われ、あわせて前項の評価等も行われた場合、前項による通所に置き換えることとする。